



内海造船株式会社

第101回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2026年 6 月 26 日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前 9 時）

開催場所

広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の 6
当社 瀬戸田工場内ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第 1 号議案 剰余金処分の件
第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

会社法の改正による電子提供制度の施行(2022年 9 月 1 日)に伴い、株主総会資料の提供は、ご郵送からウェブサイトへの掲示に変更となりました。ただし当社では、株主様の混乱を避けご不便の無いようにといった観点から、当面は書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお届けしております。

- 株主総会当日ご出席の株主様へのお土産は、とりやめております。
- 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。
- インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限
2026年 6 月 25 日（木曜日）午後 5 時まで

証券コード 7018

2026年6月9日

株主各位

広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6
内海造船株式会社
取締役社長 寺 尾 弘 志

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.naikaizosen.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」をご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7018/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「内海造船」又は「コード」に当社証券コード「7018」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するように返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年 6 月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前 9 時）
2. 場 所 広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の 6
当社 瀬戸田工場内ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第101期（2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金処分の件
 - 第 2 号議案 取締役 8 名選任の件
 - 第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面をお送りいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時 入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時 到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX月XX日

基準日現在のご所有株式数 XX 株

議決権の数 XX 株

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇〇

ロサイン用紙コード

ロサイン紙 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

紙の裏面 XXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

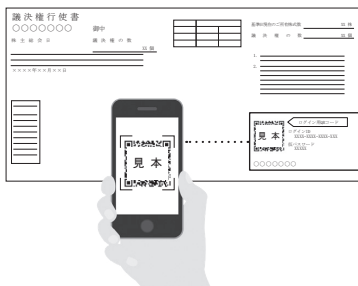
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は米国の通商政策による景気下押しの影響が輸出産業を中心としてみられたものの、日本全体で見れば、非製造業を中心に持ち直しております。個人消費についても、物価の上昇が続いている状況ではあるものの、近年の企業の賃上げの効果や、政府の経済政策により、底堅い動きをしております。

しかしながら、中東情勢の緊迫化により、原油の輸入が制限されるなどのリスクが顕在化しており、長期化する場合には、より一段と石油製品及び関連する製品の値上げが想定され、大きな下振れリスクとなりうる状況です。

また、世界経済についても、米国の通商政策をはじめとする政策の動向、中東情勢、ウクライナ情勢の動向を注視する必要性があり、先行きは不透明な状況が続いております。

新造船市場においては、これまでの重油に代わる新燃料を造船所、船主ともに検討を進めているところでありますが、その調達方法など具体的な方針が定まっていないことから、特に中小の船主においては、様子見の状況が続いております。また、資機材価格及び人件費の値上がりに伴い製造コストは上昇し高船価化している一方で、運賃、用船料の水準が折り合わないことや、造船各社の期近な船台が埋まっていることから対象納期が3年以上先となるような先物が多く、受発注には慎重にならざるを得ない状況が続いております。収益面については、新造船においては売上対象隻数が4隻増加（13隻→17隻）したこと、船種の違い、各船の決算日における工事進捗度が異なることにより前連結会計年度に比べ増収となりました。

改修船事業においては、当連結会計年度に改造船工事の完工があったことから増収となりました。

このような状況のもと、同型船の連続建造において、2工場（瀬戸田工場、因島工場）体制の強みを活かしたより効率的な生産性向上の取組みに加え、資機材費等の削減については、全社を挙げてコストダウンを徹底して行い、前年度に引き続いて取り組んでいた新分野のLNG燃料フェリー、輸送艦などを含む9隻を引き渡しました。また、受注においては、豊富な建造実績のあるロールオン／ロールオフ型貨物船（RORO船）及び輸送艦の受注に努めた結果、新造船9隻（RORO船、輸送艦）を受注しました。

これらの結果、当連結会計年度の業績については、売上高は470億16百万円（前年度比5.3%増）、営業利益は30億75百万円（前年度比117.3%増）、経常利益は30億2百万円（前年度比155.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億99百万円（前年度比125.9%増）となりました。

なお、当社グループは、地球環境問題が企業の社会的責任として重要であることを十分に認識し、環境性能を踏まえた船舶の技術開発・設計を進めるとともに、事業活動をとおして環境保全、省エネルギー、リサイクル等の環境負荷低減に取り組んでおります。

営業成績につきましては、以下の表のとおりとなりました。

企業集団の概況

(単位：百万円)

区 分			当連結会計年度	前連結会計年度	比 較	当 連 結 会 計 年 度 の 隻 数
受 注 高	船 舶 事 業 そ の 他	新 造 船	75,877	42,454	33,423	9隻
		改 修 船	4,019	5,193	△1,174	61隻
		そ の 他	448	337	110	
		陸 上	434	423	11	
		サ ー ビ ス	109	116	△6	
	合 計		80,890	48,525	32,364	
受 注 残 高	船 舶 事 業 そ の 他	新 造 船	133,802	98,518	35,284	25隻
		改 修 船	538	1,979	△1,440	12隻
		そ の 他	4	0	3	
		陸 上	47	21	25	
		サ ー ビ ス	—	—	—	
	合 計		134,392	100,519	33,873	
売 上 高	船 舶 事 業 そ の 他	新 造 船	40,593	40,209	384	17隻
		改 修 船	5,460	3,562	1,897	56隻
		そ の 他	444	337	106	
		陸 上	408	422	△13	
		サ ー ビ ス	109	116	△6	
	合 計		47,016	44,648	2,367	
損 益	営 業 利 益		3,075	1,415	1,660	
	経 常 利 益		3,002	1,177	1,825	
	親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		2,299	1,017	1,281	

(注) 比較欄の△は減少を示しております。

当社の概況

(単位：百万円)

区	分	当 事 業 年 度	前 事 業 年 度	比 較	当 事 業 年 度 の 隻 数
受 注 高	新 造 船	75,877	42,454	33,423	9隻
	改 修 船	4,019	5,193	△1,174	61隻
	そ の 他	441	335	105	
	合 計	80,339	47,983	32,355	
受 注 残 高	新 造 船	133,802	98,518	35,284	25隻
	改 修 船	538	1,979	△1,440	12隻
	そ の 他	0	0	—	
	合 計	134,341	100,497	33,843	
売 上 高	新 造 船	40,593	40,209	384	17隻
	改 修 船	5,460	3,562	1,897	56隻
	そ の 他	441	335	105	
	合 計	46,495	44,108	2,387	
損 益	営 業 利 益	3,057	1,399	1,657	
	経 常 利 益	2,986	1,164	1,821	
	当 期 純 利 益	2,290	1,012	1,278	

(注) 比較欄の△は減少を示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1,235百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ・生産性向上を目指した設備更新等

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
受注高（百万円）	50,538	64,637	48,525	80,890
売上高（百万円）	37,617	46,383	44,648	47,016
経常利益（百万円）	638	3,088	1,177	3,002
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	737	2,261	1,017	2,299
１株当たり当期純利益（円）	435.07	1,333.94	600.56	1,356.60
総資産（百万円）	40,204	43,819	42,486	47,136
純資産（百万円）	7,429	9,744	10,857	13,506

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当事業年度)
受注高（百万円）	50,020	64,194	47,983	80,339
売上高（百万円）	37,123	45,930	44,108	46,495
経常利益（百万円）	628	3,072	1,164	2,986
当期純利益（百万円）	733	2,253	1,012	2,290
１株当たり当期純利益（円）	432.42	1,329.27	597.20	1,351.58
総資産（百万円）	40,000	43,563	42,136	46,598
純資産（百万円）	7,498	9,779	10,631	13,008

(3) 重要な親会社及び子会社の状況(2026年 3 月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
内海エンジニアリング 株式会社	50百万円	100%	土木建設 太陽光発電システムの設置 ホテル・レストランの経営 ギフトショップの経営 当社の顧客施設の管理・運営の請負

(4) 対処すべき課題

当社は「技術と誠意で社会に役立つ価値を創造し豊かな未来に貢献する」を企業理念とし、また「グローバルな競争時代を勝ち抜き、国内船建造シェアのさらなる拡大により造船業界のオールラウンダーとしての地位を確固たるものにしていく」ことを目標として掲げております。

当社の今後の事業環境におきましては、中東情勢の影響から塗料、シンナーなどの石油関連製品をはじめとして、資機材価格、人件費の値上がりが続くものと想定され、短期的には生産性の向上、固定費の削減に努め、収益を確保し、中長期的には、政府補助金を活用した設備投資を行いながら建造能力の拡大に努め、G H G排出量削減に寄与する船舶をはじめとする高付加価値船の建造を進めてまいる所存であります。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、次の7項目を最重要課題として、取り組んでまいります。

1. 環境規制及び顧客ニーズに対応する多種多様な船種船型の開発・営業・製造（プロダクトミックス）の推進
2. 戦略的な資材費対策と固定費の削減
3. 受注一貫体制（営業・設計・調達・現業）によるコスト競争力の強化とリスク管理の徹底
4. 内部統制及びコンプライアンス（法令遵守）体制の強化
5. 戦略的な人材採用による若手技術者・技能者の確保と教育の実施
6. 省エネ・環境保護活動の推進
7. 働き方改革の推進及び安全かつ魅力的な職場環境の構築

これらを当社グループが一丸となって実行し、業績の向上に最大限の努力を続ける所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2026年 3 月31日現在）

部 門		営 業 品 目
船 舶 事 業	新 造 船	プロダクトキャリア、自動車運搬船、RORO船、コンテナ船、タンカー、ケミカル船、液化ガス運搬船、冷蔵運搬船、貨物船、フェリー、旅客船、貨客船、作業船、調査船、艦艇、巡視船、実習船、漁船等の建造
	改 修 船	各種船舶、艦艇の改造・修理
	そ の 他	鉄鋼構造物の加工・製作 研掃材の製造販売、救命筏の修理等
そ の 他	陸 上 事 業	土木建設、太陽光発電システムの設置
	サービス事業	ホテル・レストランの経営 ギフトショップの経営

(6) 主要な事業所及び工場（2026年 3 月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	広 島 県 尾 道 市
東 京 支 社	東 京 都 品 川 区
大 阪 支 社	大 阪 府 吹 田 市
瀬 戸 田 工 場	広 島 県 尾 道 市
因 島 工 場	広 島 県 尾 道 市

② 子会社の主要な事業所

会 社 名	名 称	所 在 地
内 海 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	本 社	広 島 県 尾 道 市

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
600名	6名減

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
548名	7名減	41.6歳	15.6年

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	1,289百万円
株式会社もみじ銀行	690百万円
株式会社中国銀行	506百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 1,694,755株
(自己株式 558,245株を除く)
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 2,701名
- ⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
カ ナ デ ビ ア 株 式 会 社	667,300株	39.37%
株 式 会 社 広 島 銀 行	84,400株	4.98%
株 式 会 社 S B I 証 券	52,232株	3.08%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	40,750株	2.40%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	38,000株	2.24%
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	35,000株	2.06%
三 菱 U F J e ス マ ー ト 証 券 株 式 会 社	27,600株	1.62%
野 村 証 券 株 式 会 社	27,007株	1.59%
二 神 勇	26,100株	1.54%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	18,900株	1.11%

(注) 1. 当社は、自己株式 558,245株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	寺 尾 弘 志	
取 締 役	岡 野 修 寛	常務執行役員 修繕船事業部長
取 締 役	柳 瀬 純 一	常務執行役員 営業本部長
取 締 役	岡 野 行 孝	常務執行役員 新造船事業本部長 兼 知財管理室 担当役員 兼 知財管理室長
取 締 役	宮 崎 寛	カナデビア株式会社 取締役 常務執行役員 企画管理本部長 兼 品質不正再発防止推進室長
取 締 役	若 野 晃 一	
取 締 役	亀 崎 一 彦	
常 勤 監 査 役	田 坂 光 宏	
監 査 役	越 智 宗	
監 査 役	谷 口 好 朗	株式会社広島銀行 常務執行役員 東部統括本部長
監 査 役	松 野 文 則	

- (注) 1. 取締役 宮崎 寛氏、若野晃一氏及び亀崎一彦氏は、社外取締役であります。また、若野晃一氏及び亀崎一彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 谷口好朗氏及び松野文則氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 越智 宗氏は、当社の財務及び会計業務に長年携わり、同業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりです。
- ・2025年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、取締役 原耕作氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・2025年6月27日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、監査役 田中博志氏は辞任により退任いたしました。
 - ・2025年6月27日開催の第100回定時株主総会において、谷口好朗氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	104百万円 (7百万円)	104百万円 (7百万円)	— (—)	— (—)	7名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	27百万円 (3百万円)	27百万円 (3百万円)	— (—)	— (—)	5名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	131百万円 (11百万円)	131百万円 (11百万円)	— (—)	— (—)	12名 (4名)

(注) 取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額1億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬限度額は、1997年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

ハ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する決定方針

1．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する決定方針の決定方法

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

2．決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についても、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととします。

a．基本報酬(金銭報酬)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

b．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等

該当なし

c．報酬等の割合

固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとします。

d．報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の金銭報酬については、代表取締役に個人別の具体的な内容の決定を委任することにしてあります。個人別の報酬を決定するに際しては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、その原案を独立社外取締役に諮問したうえで、その具体的内容を決定するものとしています。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役会は、代表取締役 取締役社長 寺尾弘志氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役 取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、事前に独立社外取締役がその妥当性等について確認しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 宮崎 寛氏は、カナデビア株式会社の取締役 常務執行役員 企画管理本部長 兼品質不正再発防止推進室長であります。同社は当社の特定関係事業者に該当します。
- ・ 監査役 谷口好朗氏は、株式会社広島銀行の常務執行役員 東部統括本部長であります。同行は当社の主要な借入先であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・ 社外取締役

地	位	氏	名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取	締	役	宮 崎 寛	当事業年度開催の取締役会(書面決議を除く。)16回のうち11回に出席いたしました。取締役会では、豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取	締	役	若 野 晃 一	当事業年度開催の取締役会(書面決議を除く。)16回のうち15回に出席いたしました。取締役会では、主に造船業における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能に関わっております。
取	締	役	亀 崎 一 彦	当事業年度開催の取締役会(書面決議を除く。)16回全てに出席いたしました。取締役会では、主に造船業における専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能に関わっております。

・社外監査役

地	位	氏	名	出席状況及び発言状況
監	査	役	谷口好朗	2025年6月27日就任後、当事業年度開催の取締役会(書面決議を除く。)12回全てに出席し、また監査役会7回全てに出席しております。豊富な経験と知見に基づき、取締役会において経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。
監	査	役	松野文則	当事業年度開催の取締役会(書面決議を除く。)16回全てに出席し、また監査役会8回全てに出席しております。豊富な経験と知見に基づき、取締役会において経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

[ご参考] 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2026年 3 月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	32,947	流 動 負 債	30,021
現 金 及 び 預 金	10,783	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,657
受取手形、売掛金及び契約資産	18,417	電 子 記 録 債 務	548
有 価 証 券	2,000	短 期 借 入 金	1,470
商 品	2	未 払 費 用	1,381
仕 掛 品	408	未 払 法 人 税 等	762
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	249	契 約 負 債	18,982
前 渡 金	779	船 舶 保 証 工 事 引 当 金	1,467
未 収 消 費 税 等	180	工 事 損 失 引 当 金	143
そ の 他	153	そ の 他	609
貸 倒 引 当 金	△27		
固 定 資 産	14,189	固 定 負 債	3,607
有 形 固 定 資 産	12,097	長 期 借 入 金	1,155
建 物	1,831	繰 延 税 金 負 債	304
構 築 物	1,619	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	825
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,251	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,235
工 具 、 器 具 及 び 備 品	490	資 産 除 去 債 務	76
土 地	4,655	そ の 他	10
建 設 仮 勘 定	248	負 債 合 計	33,629
無 形 固 定 資 産	39		
投 資 そ の 他 の 資 産	2,052	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,261	株 主 資 本	11,246
長 期 前 払 費 用	10	資 本 金	1,200
退 職 給 付 に 係 る 資 産	761	資 本 剰 余 金	672
そ の 他	19	利 益 剰 余 金	11,393
資 産 合 計	47,136	自 己 株 式	△2,018
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,259
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	379
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△18
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,561
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	336
		純 資 産 合 計	13,506
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,136

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上高		47,016
売上原価		42,624
売上総利益		4,392
販売費及び一般管理費		1,316
営業利益		3,075
営業外収益		
受取利息及び配当金	53	
受取賃貸料	19	
その他の	6	79
営業外費用		
支払利息	59	
支払保証料	59	
為替差損	1	
資金調達費用	8	
その他の	23	152
経常利益		3,002
特別利益		
国庫補助金	26	26
特別損失		
固定資産除却損	16	
減損損失	2	
固定資産圧縮損	26	45
税金等調整前当期純利益		2,984
法人税、住民税及び事業税	768	
法人税等調整額	△83	684
当期純利益		2,299
親会社株主に帰属する当期純利益		2,299

貸借対照表

(2026年 3 月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流 動 資 産	32,587	流 動 負 債	29,899
現 金 及 び 預 金	10,589	電 子 記 録 債 務	545
売 掛 金	6,736	買 掛 金	4,588
契 約 資 産	11,575	短 期 借 入 金	1,470
有 価 証 券	2,000	未 払 費 用	1,329
仕 掛 品	371	未 払 法 人 税 等	758
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	230	契 約 負 債	18,982
前 渡 金	775	船 舶 保 証 工 事 引 当 金	1,467
前 払 費 用	87	工 事 損 失 引 当 金	143
未 収 消 費 税 等	180	設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	76
そ の 他 金	65	設 備 関 係 未 払 金	346
貸 倒 引 当 金	△26	そ の 他	191
固 定 資 産	14,010	固 定 負 債	3,690
有 形 固 定 資 産	12,056	長 期 借 入 金	1,155
建 築 物	1,823	繰 延 税 金 負 債	231
構 築 物	1,616	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	825
機 械 及 び 装 置	3,042	退 職 給 付 引 当 金	1,394
船 舶	14	資 産 除 去 債 務	74
車 両 運 搬 具	167	そ の 他	9
工 具 、 器 具 及 び 備 品	488	負 債 合 計	33,590
土 地	4,655	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	248	株 主 資 本	11,085
無 形 固 定 資 産	36	資 本 剰 余 金	1,200
ソ フ ト ウ ェ ア	26	資 本 準 備 金	672
そ の 他	9	資 本 剰 余 金	416
投 資 そ の 他 の 資 産	1,917	そ の 他 資 本 剰 余 金	255
投 資 有 価 証 券	1,261	利 益 剰 余 金	11,231
関 係 会 社 株 式	100	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,231
出 資	0	繰 越 利 益 剰 余 金	11,231
長 期 前 払 費 用	10	自 己 株 式	△2,018
前 払 金 費 用	525	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,923
そ の 他	18	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	379
資 産 合 計	46,598	繰 延 へ ッ ジ 損 益	△18
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,561
		純 資 産 合 計	13,008
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,598

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

科 目	金 額
売上高	46,495
売上原価	42,002
営業総利益	4,492
販売費及び一般管理費	1,435
営業利益	3,057
営業外収益	
受取利息及び配当金	55
受取賃料	19
その他の	6
営業外費用	
支払利息	59
支払保証料	59
為替差損	1
資金調達費用	8
その他の	23
経常利益	151
特別利益	
国庫補助金	26
特別損失	
固定資産除却損	16
減損損失	2
固定資産圧縮損	26
税引前当期純利益	45
法人税、住民税及び事業税	2,967
法人税等調整額	761
当期純利益	△84
	677
	2,290

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

内海造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井理晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、内海造船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、内海造船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

内海造船株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松井理晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東浦隆晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、内海造船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

内海造船株式会社 監査役会

常勤監査役 田坂光宏 ⑩

監査役 越智 宗 ⑩

社外監査役 谷口好朗 ⑩

社外監査役 松野文則 ⑩

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当の実施を経営の最重要課題の一つと考え、安定的な利益を確保することにより、内部留保との調和を図りながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針といたしております。

このような方針のもと、第101期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は169,475,500円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	再任 てら お ひろ し 寺 尾 弘 志 (1958年8月7日生)	1983年4月 日立造船株式会社(現カナデビア株式会社)入社 2002年10月 ユニバーサル造船株式会社 2013年1月 ジャパン マリンユナイテッド株式会社 2014年1月 ブラジル アトランティコスル造船所 2015年4月 ジャパン マリンユナイテッド株式会社復籍 商船事業部 有明事業所 品質保証部長 2018年1月 当社執行役員 2019年6月 当社取締役 新造船事業本部長 兼 瀬戸田工場長 2020年12月 当社新造船事業本部長 兼 調達部長 兼 知財プロジェクト対策室 担当役員 2021年4月 当社常務執行役員 2024年1月 当社新造船事業本部長 兼 知財プロジェクト対策室 担当役員 兼 知財プロジェクト対策室長 2024年6月 当社代表取締役 取締役社長(現在)	500株
	【取締役候補者とした理由】 寺尾弘志氏は、2024年6月に当社代表取締役 取締役社長に就任して以来、取締役会での経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識ともに優れており、今後も経営の指揮を執り、持続的な成長及び企業価値の向上を目指すにあたり、最適な人材と判断し、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	再任 おか の しゅう かく 岡 野 修 覚 (1956年 5 月27日生)	1980年 4 月 日立造船株式会社 (現カナデビア株式会社) 入社	200株
		1993年 9 月 日立造船シンガポール	
		2002年10月 ユニバーサル造船株式会社 艦船・特機事業本部 因島工場 工作部長	
		2008年10月 同社艦船・特機事業本部 舞鶴事業所 艦船修理部長	
		2013年 1 月 ジャパン マリンユナイテッド株式会社 艦船事業本部 因島工場 艦船修理部長	
		2015年 4 月 同社艦船事業本部 因島工場長	
		2020年 4 月 当社執行役員	
		2020年 6 月 当社取締役 (現在) 当社修繕船事業部長 (現在)	
		2021年 4 月 当社常務執行役員 (現在)	
		【取締役候補者とした理由】 岡野修覚氏は、修繕船事業部門における豊富な経験・実績を有し、2020年 6 月から当社の取締役を務めております。これらの知識と経験が企業価値の向上を目指すにあたり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。	
3	再任 やな せ じゅん いち 柳 瀬 純 一 (1957年 6 月21日生)	1981年 4 月 日立造船株式会社 (現カナデビア株式会社) 入社	300株
		1988年 2 月 日立造船シンガポール	
		2001年 7 月 日立造船ヨーロッパ	
		2002年10月 ユニバーサル造船ヨーロッパ	
		2012年 1 月 ユニバーサル造船株式会社 商船・海洋事業本部 商船・海洋営業部長	
		2013年 1 月 ジャパン マリンユナイテッド株式会社 商船事業本部 第一営業部長	
		2018年 4 月 同社常務執行役員 営業本部長	
		2022年 4 月 同社海洋エンジニアリング事業部長	
		2023年 4 月 当社執行役員 当社営業本部長 (現在)	
		2023年 6 月 当社取締役 (現在) 当社常務執行役員 (現在)	
【取締役候補者とした理由】 柳瀬純一氏は、営業部門に関する豊富な経験・実績を有し、2023年 6 月から当社の取締役を務めております。これらの知識と経験が企業価値の向上を目指すにあたり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	再任 おか の ゆき たか 岡 野 行 孝 (1960年 8 月 6 日生)	1990年11月 当社入社 2010年 6 月 当社新造船事業本部設計本部船殻設計部長 2019年 8 月 当社新造船事業本部設計本部設計統括部長 2021年 4 月 当社執行役員 当社新造船事業本部副事業本部長（設計担当） 2021年 6 月 当社取締役（現在） 2023年 6 月 当社常務執行役員（現在） 2024年 6 月 当社新造船事業本部長 2024年 8 月 当社新造船事業本部長 兼 知財管理室担当役員 兼 知財管理室長（現在）	500株
	【取締役候補者とした理由】 岡野行孝氏は、設計部門に関する豊富な経験・実績を有し、2021年 6 月から当社の取締役を務めております。これらの知識と経験が企業価値の向上を目指すにあたり、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
5	再任 社外 みや ざき ひろし 宮 崎 寛 (1963年 1 月 6 日生)	1986年 4 月 日立造船株式会社（現カナデビア株式会社）入社 2014年 4 月 同社環境・エネルギー・プラント本部業務部長 2015年 4 月 同社環境事業本部業務部長 2016年 7 月 同社理事 2018年 4 月 同社企画管理本部経営企画部長 2018年 6 月 当社社外取締役（現在） 2019年 4 月 日立造船株式会社（現カナデビア株式会社） 企画管理本部経営企画部長 2021年 4 月 同社執行役員 2025年 4 月 同社常務執行役員 企画管理本部長 2025年 6 月 同社取締役 2025年 7 月 同社企画管理本部長 兼 品質不正再発防止推進室長 2026年 4 月 同社取締役（現在）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宮崎寛氏は、カナデビア株式会社（旧日立造船株式会社）における豊富な経験と経営全般に関する高い知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 8 年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	再任 社外 独立 もしのこういち 若 野 晃 一 (1947年 1 月 1 日生)	1971年 4 月 日立造船株式会社 (現カナデビア株式会社) 入社 2002年10月 ユニバーサル造船株式会社 因島事業所 所長 2006年 6 月 同社執行役員 舞鶴事業所 事業所長 2008年 6 月 同社取締役執行役員 2009年 4 月 同社取締役専務執行役員 艦船・特機事業本部長 2011年 4 月 同社顧問 2013年 1 月 ジャパン マリンユナイテッド株式会社顧問 2013年 3 月 同社顧問退任 2014年 6 月 当社社外取締役 (現在)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 若野晃一氏は、造船業界における幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しており、引き続き当該知識を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、独立社外取締役として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。		
7	新任 社外 独立 どいてるゆき 土 井 照 之 (1958年 7 月15日生)	1981年 4 月 日立造船株式会社 (現カナデビア株式会社) 入社 1996年 4 月 日立造船U S A 2002年 4 月 H Z E U 2003年12月 H i t z A m e r i c a I n c 2004年 2 月 日立造船株式会社 (現カナデビア株式会社) 2012年 4 月 同社エンジニアリング本部 プラント・エネルギー 事業部 プラントビジネスユニット脱硝部長 2014年 4 月 同社機械・インフラ本部 機械事業部 脱硝ビジネスユニット長 2016年 4 月 株式会社アイメックス 取締役 2017年 4 月 同社常務取締役 2018年 4 月 同社代表取締役社長 兼 日立造船株式会社 (現カナ デア株式会社) 因島工場長 2025年 4 月 同社顧問 (現在)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 土井照之氏は、機械メーカーにおける幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しており、当該知識を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、独立社外取締役として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
8	新任 社外 たに ぐち よし あき 谷 口 好 朗 (1969年 2 月17日生)	1991年 4 月 株式会社広島銀行入行 2013年 4 月 同行下松支店長 2014年10月 同行総合企画部広報・地域貢献室長 2018年10月 同行高陽支店長 2020年 4 月 同行廿日市支店長 2022年 4 月 同行執行役員 呉支店長 兼 川原石支店長 2025年 4 月 同行常務執行役員 東部統括本部長（現在） 2025年 6 月 当社監査役（現在）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 谷口好朗氏は、当社の社外監査役在任期間において、財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を生かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としております。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 宮崎寛氏、若野晃一氏、土井照之氏及び谷口好朗氏は、社外取締役候補者であります。

宮崎寛氏は、2026年 6 月23日をもってカナデビア株式会社の取締役を退任し、顧問に就任される予定であります。

なお、谷口好朗氏は現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって社外監査役を辞任により退任する予定であります。

3. 宮崎寛氏は、現在及び過去10年間に於いて取引先であるカナデビア株式会社（旧日立造船株式会社）の業務執行者であり、同社は当社の特定関係事業者に該当します。
4. 当社は若野晃一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。同氏は取引先であるカナデビア株式会社（旧日立造船株式会社）に2002年 9 月末まで在籍しておりましたが、転籍後、すでに10年以上が経過しております。また、同氏は取引先であるジャパン マリンユナイテッド株式会社に2013年 3 月末まで在籍しておりましたが、同社との取引実績は当社の連結売上高の1%未満の取引であり、主要な取引先には該当せず、かつ当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の独立判断基準を満たしております。
5. 土井照之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。同氏は取引先であるカナデビア株式会社（旧日

立造船株式会社）の子会社である株式会社アイメックスの業務執行に携わっていましたが、2025年3月にその地位から離れており、現在は顧問であります。同社と当社との間には事業取引があります。その年間取引実績は、同社及び当社それぞれの売上高の1%未満の取引であり、主要な取引先には該当せず、かつ当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。なお、同氏は当社が定める独立社外取締役の独立判断基準を満たしております。

6. 当社は、宮崎寛氏及び若野晃一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、宮崎寛氏及び若野晃一氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、土井照之氏及び谷口好朗氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の構成及び各役員に期待される専門性は、以下のとおりとなります。

氏 名	取締役候補者に特にスキルの発揮を期待する分野						
	企 業 経 営	営 業 マーケティング	技 術 ・ 開 発 調	財 務 ・ 会 計	人 材 開 発	コンプライアンス リスク管理	グ ロー バ ル
寺 尾 弘 志	●	●	●		●		●
岡 野 修 覚	●	●	●		●		●
柳 瀬 純 一	●	●			●	●	●
岡 野 行 孝		●	●		●	●	●
宮 崎 寛	●			●		●	
若 野 晃 一			●			●	●
土 井 照 之	●		●				●
谷 口 好 朗		●		●		●	

（注）上記スキルマトリックスは各人の全ての専門性を表すものではなく、特に期待される項目を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役のうち松野文則氏が任期満了となり、また田坂光宏氏、越智宗氏ならびに谷口好朗氏が辞任されます。

つきましては、内部監査部門との連携等を含む当社の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の3名体制とし、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	新任 はら こう さく 原 耕 作 (1958年6月26日生)	1981年4月 日立造船株式会社(現カナデビア株式会社)入社 2003年6月 関西サービス株式会社 取締役管理本部長 2007年6月 株式会社Hitzハイテクノロジー 管理部長 2009年4月 日立造船株式会社(現カナデビア株式会社) 精密機械本部業務部長 2011年6月 当社執行役員 管理本部副本部長 2012年1月 当社管理本部長 2012年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社代表取締役 取締役社長 2024年6月 当社取締役相談役 2025年6月 当社相談役(現在)	500株
【監査役候補者とした理由】 原耕作氏は、当社の代表取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社全般、主として経理・財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。			
2	新任 社外 独立 た なか よう へい 田 中 洋 平 (1956年10月25日生)	1979年4月 日本商事株式会社 (現アルフレッサ ファーマ株式会社) 入社 1982年7月 因島商工会議所入所 1985年5月 同所経営指導員 2001年7月 同所指導課長 2011年4月 同所事務局長 兼 相談所長 2019年11月 同所専務理事(現在)	0株
【社外監査役候補者とした理由】 田中洋平氏は、商工会議所において責任ある職歴を歩まれ、豊富な経験、実績、見識を有しております。また、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	新任 社外 独立 まつもとち はる 松 本 千 晴 (1956年 8 月18日生)	1979年 4 月 株式会社西村商会入社 1983年 5 月 株式会社ニチゾウ広島設計入社 2006年 1 月 同社機械営業部部長 2019年10月 株式会社クリエイティブ入社 因島支店長 2025年 4 月 同社尾道支店長 2025年12月 同社退社	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 松本千晴氏は、様々な分野において責任ある職歴を歩まれ、豊富な経験、実績、見識を有しております。また、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中洋平氏及び松本千晴氏は、社外監査役候補者であります。
3. 田中洋平氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。同氏は現在、因島商工会議所に在籍しておりますが、主要な取引先には該当せず、かつ当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。
4. 松本千晴氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。同氏は取引先である株式会社クリエイティブに2025年12月末まで在籍しておりました。同社と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引実績は、同社及び当社それぞれの売上高の1%未満の取引であり、主要な取引先には該当せず、かつ当社経営の意思決定に与える影響は全くない状況であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しております。
5. 田中洋平氏ならびに松本千晴氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各候補者との間で、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

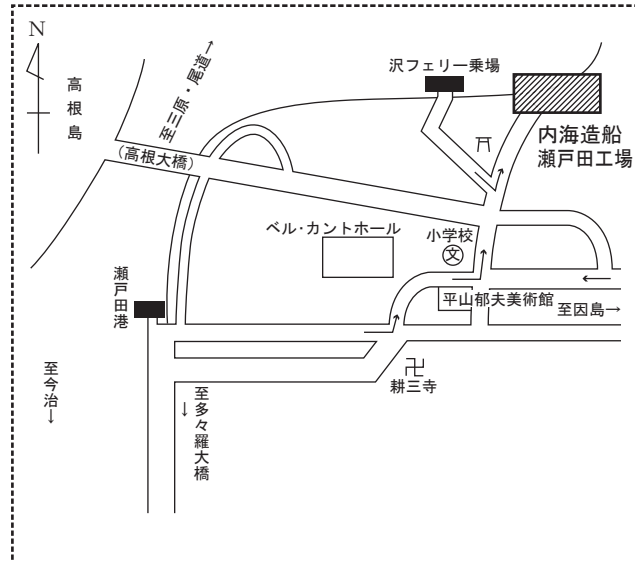
以 上

株主総会の会場ご案内図

◎会 場 広島県尾道市瀬戸田町沢226番地の6

当社瀬戸田工場内ホール 電話 0845-27-2111 (代)

◎会場付近図



<お願い>

- お車でお越しの方は、当社瀬戸田工場正門横の来客用駐車場をご利用願います。
- 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。